

役員報酬規程

社会福祉法人南之郷

社会福祉法人 南之郷 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南之郷（以下「法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び、第21条（役員の報酬等）に定める役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等の支給について必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 役員等とは、理事、監事、評議員（評議員選任・解任委員を含む）をいう。

(成立条件)

第3条 この規程の成立は当法人の評議員会の承認を要件とする。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(役員等の報酬)

第5条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び費用弁償費は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 職員を兼務する役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(評議員の報酬の範囲)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が12万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法)

第9条 理事長月額報酬については、定められた時期に銀行振り込みにて支給する。費用弁償については現金で当日支給する。以外の報酬及び旅費、費用弁償については現金でその都度支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程の改正は評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	日額 5,000 円
評議員会出席報酬等	日額 5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	日額 5,000 円

別表 2（第 5 条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬等	月額 150,000 円
理事報酬等	日額 5,000 円
監事報酬等	日額 5,000 円
評議員業務報酬等	日額 5,000 円